

令和4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領

那覇市上下水道局が令和4年度に発注する「**漏水調査業務**」の競争入札に参加を希望される方は、次により申請書類等をご提出ください。

1 資格要件

本局の競争入札に参加を希望する者は、次の(1)から(8)のすべての要件を満たしていること。

- (1) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)
- (2) 雇用保険に加入していること。
(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
ア. 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者
イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (5) 本店の所在地が本島内であること。又は那覇市内に支店・営業所等があること。
- (6) 漏水調査に関する実務経験を7年以上有する技術者が在職していること。
- (7) 次に掲げる機材類を準備できること。

所有すべき機材類	リースを可とする機材類
・漏水探知器 ・鉄管探知器 ・音聴棒 ・残留塩素試薬(DPD試薬) ・消火栓水圧計	・仕切弁キー ・止水栓キー ・ボーリングバー ・相関式漏水探知器 ・発電機

- (8) 本市の市税納税義務者にあつては、その市税に滞納がないこと。

2 受付期間(市内・市外・県外業者)

令和3年12月6日(月)～17日(金) (ただし土曜日、日曜日を除く。)

※12月17日 消印有効

3 提出方法

※郵送での申請のみとなります。(窓口持参不可)

※申請後の提出書類等(CD-R・CD-RWを含む)は返却いたしません。予めご了承ください。

以下の方法により、郵送で提出してください。

- ① 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。(書留類・レターパック・宅配便等)

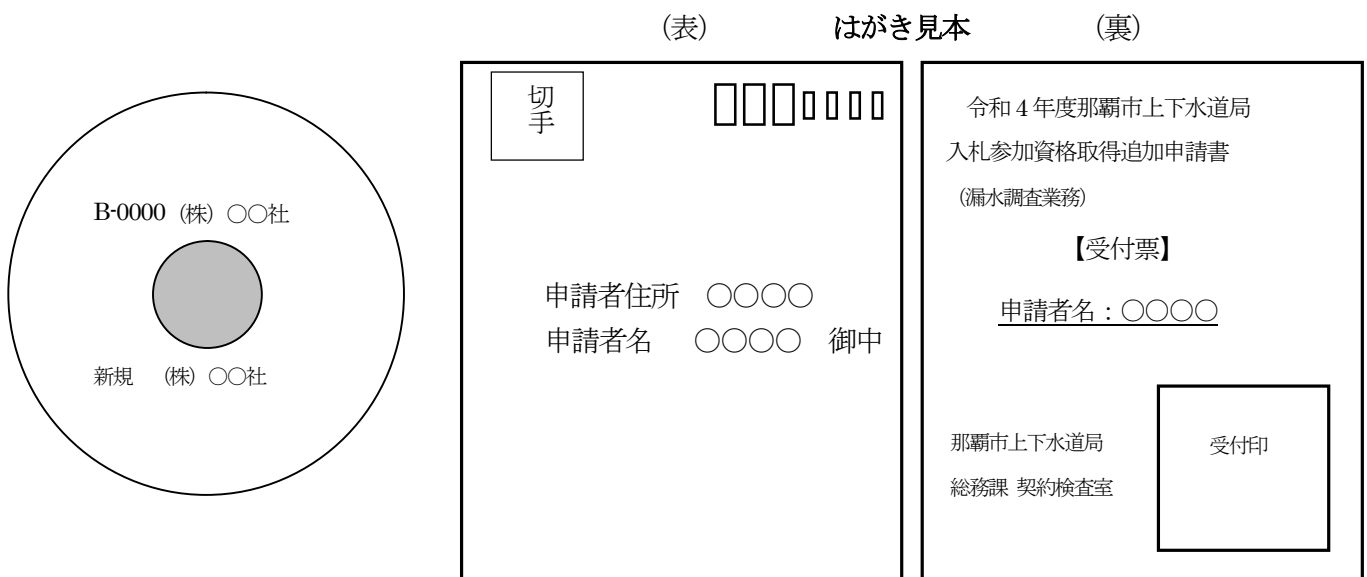
※申請書類等の到着確認等の問い合わせについては対応できません。ご了承ください。
また、未到着等のトラブルにつきましては、本局において一切責任を負いませんのでご了承ください。

- ② 郵便物に『入札参加資格取得申請書在中』と朱書きしてください。

提出用のCD-R（もしくはCD-RW）については、1業者のデータのみ保存し、CD-R（CD-RW）の表面に業者番号・商号を必ず記載してください。テプラ等の使用可。（新規申請の場合は番号が付番されていないため、商号の前に「新規」と記載。）（図参照）

【CD-R（CD-RW）表面記載例】

[受付票見本]



- ③ 受付票（はがき）の必要な方は、指定した様式のとおり作成し、必要事項を記入の上、受付票（はがき）を提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。（申請者の郵便番号・住所・会社名等宛先を必ず記入してください。）はがきの様式については上記の図を参照のうえ、作成してください。（受付票が必要ない方は添付する必要はありません。）

受付したことのみを通知する内容となります。（受付印の押印のみ）

なお、書類不備の場合、受付できない場合があります。

※はがきの添付がない場合、切手を貼っていない場合に対応できません

- ④ 提出ファイルについて

提出書類は別紙『漏水調査業務の申請書類一覧』の注意事項のとおり申請書類等を綴り、表紙、背表紙に「令和4年度 入札参加資格取得追加申請書（漏水調査業務）」、「業者番号（那覇市の登録番号）」及び「商号」等を記入してください。（「ファイルのつづり方」参照）

※複数の業者の入札参加資格取得申請書をまとめて送付する場合、下記までお問い合わせください。

4 送付先及び問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号
那覇市上下水道局 総務課 契約検査室
電話 (098) - 941-7809 午前9時から午後5時まで
(正午～1時、土曜日、日曜日、祝日は除く)

5 その他

- (1) 申請書類等のほか、資格審査結果通知書発送用の返信用封筒(84円切手1枚を貼り、宛先を記載すること。)と一緒に提出してください。
- (2) 入札参加資格取得申請書提出後に商号又は所在地等申請内容に変更が生じた場合は、変更後速やかに必要書類を添えて変更届を提出してください。
- (3) 入札参加資格を申請したものが次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録が行われないか、又は、資格の登録を取り消すことがあります。
 - ① 当該申請書類中(添付書類含む。)について、虚偽の記載をしたか、又は、重要な事項について記載しなかったとき。
 - ② 審査のための実態調査に応じないとき。
 - ③ 審査の途中又は審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

※本店(営業所)確認の基準は次のとおりです。

- ア. 看板が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が住居兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- イ. 本局からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。
- ウ. 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。
- エ. 転送電話等のみでは事務所とみなさない。
- オ. 登記簿謄本に記載されていること。(法人に限る。)

6 入札参加資格の有効期間など

登録の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまで引き続き有効とします。

※合格通知発送は、令和4年3月末の予定です。

なお、結果に対する異議申し立ては、総務課 契約検査室(TEL 941-7809)で結果通知の日から30日以内に限り受け付けます。